

公益社団法人

横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ

会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第 7 条に定める正会員及び準会員が支払う入会金及び会費等に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ（以下「クラブ」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款の施行に関する規則（By-Laws）第3 - 1条に規定する入会金、月会費及び保証金は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 個人会員

入会金	150,000 円
月会費	18,000 円
保証金	50,000 円

② 家族会員

入会金	300,000 円
月会費	36,000 円
保証金	100,000 円

③ 法人個人会員

入会金	200,000円
年会費	300,000円

④ 法人家族会員

入会金	400,000円
年会費	600,000円

⑤ シニア個人会員

月会費	13,000 円
-----	----------

⑥ シニア家族会員

月会費	21,500 円
-----	----------

⑦ 終身名誉個人会員
月会費 0円

⑧ 終身名誉家族会員
月会費 0円

(2) 準会員

① 期間限定会員	個人	家族
保証金	50,000円	100,000円
月会費*	22,500円	45,000円

*月会費の内訳	個人	家族
➤ 月額会費	18,000円	36,000円
➤ 月額入会金**	4,167円	8,334円
➤ 月額手数料	333円	666円
➤ 合計月会費	22,500円	45,000円

** 月額入会金は36回の分割払いとし、支払総額は、期間限定個人会員：150,000円、期間限定家族会員：300,000円とする。期間限定会員は、入会金の支払完了時に、準会員から正会員（期間限定個人会員から個人正会員、期間限定家族会員から家族正会員）へ自動的に移行するものとする。期間限定会員は、36ヶ月の分割支払期間終了前であれば、残額を全額支払うことにより、いつでも入会金総額の支払完了を早めることができる。

② ジュニア会員
月会費 8,000円
保証金 50,000円

③ ヤングアダルト会員
月会費 10,000円
保証金 50,000円

④ ヤングプロフェッショナル会員
月会費 12,000円
保証金 50,000円

⑤ 他クラブ紹介会員
月会費 10,000円～15,000円（当該クラブと個別に合意する金額）
保証金 50,000円

(3) 会員移行手数料

- ① 終身名誉個人会員
移行手数料 300,000 円
- ② 終身名誉家族会員
移行手数料 300,000 円 (1名につき)
- ③ 法人個人
名義書換料 50,000円
- ④ 法人家族
名義書換料 50,000円 (1名につき)

(会費等の納入)

第3条 クラブに入会した正会員又は準会員は、入会手続終了後又はクラブの施設を最初に利用する時までに入会金を支払うものとする。

第4条 既納の入会金、月会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第5条 退会者が再入会をする場合、入会金を支払うものとする。ただしこれに代えて、退会時から再入会時までの月会費を支払うこともできる。

第6条 会費等に変更があるときは、正会員及び準会員に対し、理事会は 30 日前までに通知をしなければならない。

第7条 月会費は、当該月の翌月 20 日までに支払うものとする。なお、30 日以内に支払いが行われない時にはクラブの掲示板に当該会員の氏名を掲示し、当該会員は 1,000円の延滞手数料及び1ヶ月につき延滞金額の100分の2の遅延金を支払うものとする。

(会費等の使途)

第8条 第2条の会費等は、その5割以上に相当する金額を毎事業年度の公益目的事業に使用し、その残額を共益目的事業及びクラブの管理運営に使用する。

(改正)

第9条 この会費規程及びその他会費に関して必要な事項は、定款で社員総会の決議を必要とする場合を除き、理事会の決議により変更することができる。この会費規程の改正は、クラブの掲示板に掲示した日から21日後に効力を発するものとする。また、会員に通知するためのその他の手段を用いることもできる。ある事業年度においてこの会費規程を変更する場合は、当該事業年度の定時社員総会の招集通知にその写しを添付しなければならない。

(附則)

この改正は、2020年4月6日に理事会で決議され、2020年5月1日より施行する。

この改正は、2022年4月24日の総会で決議され、2022年5月1日より施行する。

この改正は、2022年5月10日の理事会で決議され、2022年6月1日より施行する。

この改正は、2022年7月19日の理事会で決議され、2022年9月1日より施行する。

この改正は、2024年5月27日の理事会で決議され、2024年7月1日より施行する。

この改正は、2024年8月5日の理事会で決議され、2024年9月1日より施行する。

この改正は、2024年10月20日の理事会で決議され、2024年11月15日より施行する。